

「(仮称) いわき市子ども・子育て支援事業計画（中間報告）」に対する 市民意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 募集概要

(1) 対象案件

(仮称) いわき市子ども・子育て支援事業計画（中間報告）

(2) 意見募集期間

平成 26 年 12 月 17 日（水）から平成 27 年 1 月 5 日（月）の 20 日間

(3) 公開方法（資料入手方法）

- ① 市ホームページへの資料掲載
- ② 担当課（子育て支援課 本庁舎 3 階）における資料提供
- ③ いわき市役所本庁舎 1 階市民ホール、各支所の情報公開コーナーへの資料備え付け

(4) 意見提出方法

任意の様式に意見・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、子育て支援課に直接持参するか、郵送、FAX 又は電子メールにより提出。

2 募集結果

(1) 意見提出人数（提出方法内訳）

5 名（うち 持参 1 名、メール 4 名）

(2) 意見提出件数

延べ 11 件

(3) 分類別意見提出件数

分類区分	分類	件数
A	本計画全般に関するもの	0
B	本計画の具体的な内容等に関するもの	10
C	その他計画の愛称等に関するもの	1

※ 意見の内容及び意見に対する市の考え方については別紙のとおり。

(4) 意見への対応状況

対応区分	分類	件数
①	計画に反映させたもの	2
②	今後の取り組みにおいて参考にするもの	9
③	計画への反映が困難なもの	0

**「(仮称) いわき市子ども・子育て支援事業計画（中間報告）」に係る
市民意見の内容及び意見に対する市の考え方**

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方	分類	対応
1	<p>子どもたちの健やかな成長、及び子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要と考えます。</p> <p>乳幼児・保育園・幼稚園の園児の父・母・同居家族に喫煙者が多いと報告されています。保育園の前などで喫煙をしている若い母親、父親などの姿は珍しくありません。家庭での対策や啓発はもちろん重要ですが、その知識普及・周知のためにも、幼稚園や小中学校を含め、これら保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞った積極的プログラムが望まれます。この点は人口減少に舵を大きく切っている現在、喫煙の課題と考えます。</p> <p>幼稚園、保育所、小中学校勤務者の受動喫煙の害の理解、禁煙意識の向上、啓蒙はさらにこのプログラムの根底で有効性を増すものと考えます。</p> <p>子どもだけでなく、保護者、職員、子ども施設の外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子どもたちに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底をお願いします。</p> <p>とりわけ、通学路や道路、また食堂・レストランなどのタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠です。東京オリンピックに向けて世界にスマートフリーアピールする東京都、国体に向けて強力な受動喫煙防止条例を制定する盛岡市にならい、いわき市も原発事故後の前線基地として世界に注目される今だからこそ、受動喫煙防止条例の制定に向けた取り組みが必要であり、市民の理解を得られるものと思われます。</p> <p>しかし、先ず子供、子育て支援事業としては、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの以下のようないい示の義務づけも必要で有効かと思います。</p> <p>(1) 「たばこの煙は非喫煙者、とり</p>	<p>ご指摘のとおり、子どもたちの健やかな成長、将来にわたる健康づくりや病気予防のために、受動喫煙防止対策は重要であると認識しております。</p> <p>健康増進法においては、室内において多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされており、市の公共施設のうち、幼稚園、保育施設、小学校、中学校は敷地内全面禁煙としております。</p> <p>また、市では、5月31日の世界禁煙デーにおける街頭禁煙キャンペーンを初め、市役所出前講座におけるたばこに関する健康教育や、小・中学校、高校、大学での喫煙防止教育の実施、さらには市ホームページ等のさまざまな広報媒体を通して、市民の皆様に対し、喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及・啓発を行うとともに、市内の民間事業者等に対しましては、各種講習会等において、受動喫煙防止に関するパンフレットの配布や施設内禁煙・分煙の推進についての働きかけを行っているところであります。</p> <p>受動喫煙防止に関する様々な明示の義務づけについては、今後の取り組みに関する貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>（関連：計画本文 P85 施策体系II-3-(3)「生活習慣の基礎づくりに向けた支援」）</p> <p>いただきましたご意見を踏まえ、施策体系II-3-(3)「生活習慣の基礎づくりに向けた支援」の施策として追加記載させていただきます。</p> <p>○掲載内容案</p> <p>◆施策名：「受動喫煙防止対策の普及・啓発」</p> <p>◆内容：市民の皆様に対し、喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及・啓発を行うため、禁煙週間における取組みや街頭での禁煙キャンペーンの実</p>	B	①

	<p>わけ子ども・未成年者・妊産婦に害を及ぼします。」</p> <p>(2) 「受動喫煙のリスクのある場所に子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者は立ち入らないでください。立ち入らせないでください。」</p> <p>(3) 出入口などに「子ども・未成年者・妊産婦及び非喫煙者の出入りはしないでください。」等是非、保健所等の支援、指導を仰ぎ上記の点、有効な計画策定をお願いいたします。</p>	<p>施、市ホームページ等のさまざまな媒体での広報を行います。</p> <p>また、市役所出前講座におけるたばこに関する健康教育や、小・中学校、高校等での喫煙防止教育を行い、若年層の喫煙防止及び喫煙者の減少を図ります。</p> <p>さらに、市内の民間事業者等に対しましては、各種講習会等において、受動喫煙防止に関するパンフレットの配布や施設内禁煙・分煙の推進についての働きかけを行います。</p>		
2	<p>計画の親しみやすい素敵な愛称を考えてみたのでご検討ください。</p> <p>名称：子どもほっぺプラン 理由：健康な子供のほほ、赤いほほが頭をよぎります。とても親しまれる名前と思い付けました。</p>	<p>市民の皆さまが親しみやすい計画の愛称を検討するにあたり、貴重なご提案として参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>(関連：計画の愛称)</p>	C	②
3	<p>基本施策 I -1 安心して妊娠・出産できる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1歳6ヶ月健診で「発達に遅れがある」と指摘され育児に不安を抱えて入園されるケースがあります。あそびの教室等でのフォローアップがなされているかと思いますが、地域に開かれた未就園児の子育て支援を実施している幼稚園として市の保健機関(母子保健関係)ともっと情報を共有し連携して保護者支援ができないものかと考えます。 	<p>乳幼児健診においてフォローが必要とされたお子さんにつきましては、各地区の保健福祉センターの保健師の訪問、相談、また集団の場を設定した教室を活用しての支援のほか、お子さんの心身の発達状況に応じて、発達や療育の相談機関である「子育てサポートセンター」による専門相談・保健指導の教室で継続的に支援しております。</p> <p>こうしたお子さんの保護者は不安やジレンマも大きく、保健福祉医療等を支援する関係機関の一貫した支援が大切であり、支援方針等について共通認識のもとで連携を図っております。</p> <p>こうした乳幼児健診、教室等からの早期発見のほか、ご意見のとおり幼稚園等からの相談等あらゆる場面から把握されるため、その都度当該機関等とは情報共有を図っているところであります。</p> <p>今後につきましても地区の保健福祉センターが窓口となり、相談に応じながら、必要に応じ連携・支援を図って参りますので、こうしたケースがありましたなら、お気軽にご相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>(関連：計画本文 P80 施策体系Ⅱ-3-(1)「子育てに関する相談・情報提供の充実」)</p>	B	②
4	基本施策 II -3 健康な子どもを育てるための支援	市では、市役所出前講座におけるたばこに関する健康教育や、小・中学校、	B	①

	<p>・子どもたちの衣服・髪の毛・持ち物にタバコの臭いが染みついていることがあります。保育室中に臭いが漂い、持ち物等をそっと別室に運んで消臭スプレーをしなければならないような事もありました。保護者が受動喫煙の害について認識することが重要であると考えます。子育てを行う両親の健康教育にて情報提供し知識の普及と意識向上すべく プログラムを食育等と一緒に実践していただくようお願いいたします。</p>	<p>高校、大学での喫煙防止教育の実施、さらには市ホームページ等のさまざまな広報媒体を通して、市民の皆様に対し、喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及・啓発を行っております。 今後も機会を捉えながら、普及・啓発に努めてまいります。</p> <p>関連：計画本文 P85 施策体系Ⅱ-3-(3)「生活習慣の基礎づくりに向けた支援」</p> <p>いたしましたご意見を踏まえ、施策体系Ⅱ-3-(3)「生活習慣の基礎づくりに向けた支援」の施策として追加記載させていただきます。</p> <p>○掲載内容案</p> <p>◆施策名：「受動喫煙防止対策の普及・啓発」</p> <p>◆内容：市民の皆様に対し、喫煙が健康に及ぼす悪影響についての普及・啓発を行うため、禁煙週間における取組みや街頭での禁煙キャンペーンの実施、市ホームページ等のさまざまな媒体での広報を行います。</p> <p>また、市役所出前講座におけるたばこに関する健康教育や、小・中学校、高校等での喫煙防止教育を行い、若年層の喫煙防止及び喫煙者の減少を図ります。</p> <p>さらに、市内の民間事業者等に対しましては、各種講習会等において、受動喫煙防止に関するパンフレットの配布や施設内禁煙・分煙の推進についての働きかけを行います。</p>		
5	<p>基本施策Ⅱ-4 幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進</p> <p>・発達障がい等のお子さまをお預かりさせていただく際には、手厚い保育をするために担任の他に加配教員が必要となります。加配教員の人事費を補うために補助金を交付していただいておりますが、医師や臨床心理士の診断書がないと補助の対象となりません。</p> <p>保育ニーズにお応えし、手厚いよりよい保育を提供できるよう手続きの簡素化などをご検討できないでしょうか。</p>	<p>現在、県及び市において、心身障がい児への幼児教育の機会確保や拡充等を図るため、当該児童が在園している私立幼稚園への人事費等の補助制度がございますが、補助制度を適正に運用する観点から、その対象等を何らかの手段により確認する必要があるため、療育手帳をはじめ、医師の診断書や臨床心理士の所見書をご提出いただいているものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(関連：計画本文 P89 施策体系Ⅱ-4-(2) 障がいのある子どもの保育・療育の充実)</p>	B	②
6	<p>基本施策Ⅲ-2 子育てに配慮した生活環境整備</p> <p>・子どもたちとアリオス小劇場を利用させていただいた際にエレベーター内</p>	<p>いわき芸術文化交流館アリオスにおきましては、非喫煙者に受動喫煙の影響が及ぼないよう、いわき市職員受動喫煙防止対策実施要領に準拠した対策</p>	B	②

	<p>でタバコの臭いがしました。また、利用後に音楽小ホール側出口から出ると小ホール出入り口に喫煙コーナーがあり喫煙中でした。アリオスはとても素晴らしい一流の施設であることは、いわき市民にとっても誇りです。だからこそ、施設敷地内の全面禁煙をお願いいたします。</p> <p>また、加えて教育委員会のある東分庁舎1階に設置されている喫煙コーナーの撤去もお願いいたします。東日本大震災・原発事故後、目に見えない低線量被曝の不安を抱えて子育てをしている保護者を目の当たりにしております。それが“いわき”的現状なのですから、害があると分かっている、目に見えるタバコの煙からは子どもたちを守らなければならないと考えます。</p>	<p>を行います。</p> <p>東分庁舎におきましては、分煙機器等による空間分煙及び時間分煙を実施してきたところですが、現在の分煙では、受動喫煙防止対策としては不十分な状況であることから、現在の喫煙コーナーを撤去し、新たに完全分煙の喫煙所を設置することとしております。</p> <p>(関連：計画本文 P102 施策体系Ⅲ-2-(2) 安心して外出できる生活環境の整備)</p>	
7	<p>週に数回通えるような療育施設の充実。</p> <p>また、療育施設での一時預かりも可能にしてほしい。(発達障害児を連れてスーパーで買い物をするだけでも大変。一瞬たりとも気を抜けない)</p>	<p>本市では、障害児支援の一環として、第4期障害福祉計画に位置付けられている児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援や、介護する家族の一時的休息を目的とする日中一時支援を実施しています。</p> <p>療育施設の充実につきましては、本市における重要な課題であり、体制整備をすすめていくための重要な意見として、今後の事業展開にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>(関連：計画本文 P89 施策体系Ⅱ-4-(2) 障がいのある子どもの保育・療育の充実)</p>	B ②
8	<p>発達障害児の早期発見、早期療育の実現（佐賀県などで実施されている。）</p>	<p>発達障がい児の早期把握・早期支援については、福島県が平成24年3月に策定した『福島県発達障がい児「気づきと支援」ガイドライン』に基づき、乳幼児健診や母子保健事業及び子育てサポートセンター実施の療育事業を行っております。</p> <p>このうち乳幼児健診においても、発達障がい児を早期に発見し、ニーズに合った支援を行う観点及び、発達障害は年齢期によって現れる症状が異なることや発達に個人差があることを考慮し、問診票の項目について、より広く発見につながるよう項目を増やすなど改訂して実施しているところであります、早期発見・早期療育に努めているところであります。</p> <p>※1歳6か月児 H25.8から改訂</p>	B ②

		3歳児 H27.4から改訂予定		
		<p>またこうしたスクリーニング後の支援体制としては、母子健康相談時の心理相談や小集団の場を通して支援を図る「育児不安対策事業」において、体制強化や実施個所の増加を図ることとしているほか、発達や療育の相談機関である「子育てサポートセンター」の専門相談や教室等においても、体制強化を図ることとしており、今後も一層の早期発見、早期療育に努めて参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 P89 施策体系Ⅱ-4-(2) 障がいのある子どもの保育・療育の充実)</p>		
9	小・中学校の先生と療育施設との風通しのよい連携を可能にしてほしい。 (発達障害児は数の概念の理解が通常の教え方では難しいため、算数の入り口でつまずいてしまう。その子どもに合った理解しやすい方法提示することで理解でき、わからない説明を何度も聞かされ困っている先生の様子、親の様子から、できない自分、どうにもならないストレスを抱えてしまうという悪循環を軽減)	<p>小中学校においては、児童生徒の実態に応じて、療育施設を含む関係機関との連携を図っているところです。</p> <p>今後も、各学校に配置しております特別支援教育コーディネーター等を通じて、関係機関との積極的な連携を図りながら、児童生徒ごとの状況に応じた対応が図れるように努めて参りたいと考えております。</p> <p>(関連:計画本文 P89 施策体系Ⅱ-4-(2) 障がいのある子どもの保育・療育の充実)</p>	B	②
10	働く女性を増やすために、障がい児の保育所の移動等のシワ寄せのないようお願いいたします。	<p>障がい児の保育につきましては、「市障害児保育実施要綱」に基づき、健常児との集団による保育(統合保育)を行うことによる相互理解の醸成・成長の促進を目的として実施しています。</p> <p>各年度の保育所入所につきましては、各申請者(保護者)の就労状況等を確認し、「保育が必要な状況」を点数化した上で、入所決定を行うことが原則となり、各保育所の入所申込人数、障がい児童数などの状況によっては、希望と異なる保育所への利用調整を行う場合がありますが、基本的には、入所した保育所から異なる保育所へ転所することがないよう配慮しているところです。</p> <p>(関連:計画本文 P89 施策体系Ⅱ-4-(2) 障がいのある子どもの保育・療育の充実)</p>	B	②
11	「人材の発掘」で、潜在保育士の発掘に触れている部分がありますが、幼稚園教諭は「免許更新制」があり、更新しないで家庭にある方は、幼稚園ではすぐには職に付けず、かつ更新講習のための期	教員免許更新制は、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員として必要な資質能力の保持や社会的な信頼を確保すること等を目的として、平成21年4月1日から導入されたも	B	②

	<p>のです。</p> <p>その更新にあたっては、原則的に、有効期間満了日2ヶ月前までの2年間に、大学などの国が認定した機関において30時間以上の講習を受講・修了し、県教育委員会に申請をする必要がありますが、一般的には、講習の受講には各機関が定める費用負担が伴うとともに、県の教育委員会への申請にも手数料が必要になります。</p> <p>なお、現在、教職に就かれていらない方の場合、更新をされなくても免許を失効するわけではありませんが、ご意見のとおり、改めて教職に就かれる場合は講習の修了等が必要になり、かかるべき費用負担も伴うことになります。</p> <p>この免許更新制につきましては、現在、教職に就かれているかどうかにかかわらず、上記のような趣旨から全国的に導入されたものでありますので、復職を希望する方への費用助成につきましては、その公平性や受講料と申請手数料との性格の違いなど、いくつかの考え方を整理する必要がありますが、市といたしましても、子ども・子育て支援新制度を円滑に運用するためには、幼稚園教諭をはじめとする保育士等の確保が喫緊の課題であると認識しておりますので、今後、免許を所有されている方で、幼稚園等への復職を希望されている方がどの程度いらっしゃるかなどの調査を行った上で、人材確保のための効果的な施策を検討して参りたいと考えております。</p> <p>(関連：計画本文 P112 施策体系Ⅲ-5-(1) 子育て支援にかかわる人材の創出と育成)</p>	
--	--	--